

日割り対応の算定とスケジュール等について

1 日割り対応における利用料（保育料）算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料（保育料）」を計算します。実際の保護者への返金額は通常の利用料（保育料）から変更後の利用料（保育料）を差し引いた金額になります。

変更後の利用料(保育料)：通常の利用料(保育料) × (開所日数-日割対象日数) ÷ 25(※)

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

<10 円未満切り捨て>

* 開所日数 1 月：23 日開所、2 月：22 日開所、3 月：26 日開所

● 令和4年1月21日～3月31日（まん延防止等重点措置期間に伴う対応）

登園しなかった場合、事由を問わず日割りの対象となり、日割り対象日数としてカウントします。なお、欠席日数が0日の場合は日割り対象外となります。

例えば、令和4年1月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常の利用料（保育料）×22÷25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常の利用料（保育料）×23÷25】とはならず、日割り対応の対象外となります。

普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、日割り対応の対象となります。

● 令和4年1月21日～3月31日以外の期間について

今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日を除いた開所日数分の利用料（保育料）が発生します（原則、日割りしません）。※ただし、休園や個別の登園自粛要請（新型コロナウイルスに罹患など）があった場合については、該当期間の登園しなかった日数分、日割り対象日数としてカウントします。

2 還付時期（予定）

対象月	還付時期
1～3月分※対象月の分をまとめて還付します。	8月末口座振込予定

3 日割り対応の流れ（予定）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
1 月分	通常の利用料(保育料)徴収		登園日数確認			納入通知	還付通知	差額返還
2 月分		通常の利用料(保育料)徴収	登園日数確認			納入通知	還付通知	差額返還
3 月分			通常の利用料(保育料)徴収 登園日数確認			納入通知	還付通知	差額返還

4 保護者の皆様が行う手続

- ・ 3月31日までの登園日数は各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。
- ・ 令和4年1・2・3月分の保育料について、7月下旬に市から「還付通知書」を送付する予定です。還付通知書に口座の記載がない方は、「口座確認票」の提出が必要となります。

【認定こども園(保育利用)、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域枠)】

日割り対応の算定とスケジュール等について

1 日割り対応における利用料(保育料)算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料(保育料)」を計算します。実際の保護者への返金額は通常の利用料(保育料)から変更後の利用料(保育料)を差し引いた金額になります。

変更後の利用料(保育料)：通常の利用料(保育料) × (開所日数-日割対象日数) ÷ 25(※)

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

<10円未満切り捨て>

*** 開所日数 1月：23日開所、2月：22日開所、3月：26日開所**

● 令和4年1月21日～3月31日(まん延防止等重点措置期間に伴う対応)

登園しなかった場合、事由を問わず日割りの対象となり、日割り対象日数としてカウントします。なお、欠席日数が0日の場合は対象外となります。

例えば、令和4年1月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常の利用料(保育料) × 22 ÷ 25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常の利用料(保育料) × 23 ÷ 25】とはならず、日割り対応の対象外となります。

普段登園していない曜日(例：土曜日など)でも、実際に登園しなかった場合は、日割り対応の対象となります。

● 令和4年1月21日～3月31日以外の期間について

今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日を除いた開所日数分の利用料(保育料)が発生します(原則、日割りしません)。※ただし、休園や個別の登園自粛要請(新型コロナウイルスに罹患など)があった場合については、該当期間の登園しなかった日数分、日割り対象日数としてカウントします。

2 日割り対応の流れ(予定)

1～3月分の日割り後の利用料について6月下旬に保護者及び施設にお知らせしますので、施設から還付をお願いします。※年度をまたぐため、児童が卒園されることも想定されます。還付の方法は施設と保護者様で事前に確認していただきますようお願いいたします。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1～3月分	市						契約児童情報変更票による利用料(保育料)の確定		施設へ差額分の給付※
	施設	通常の利用料 & 登園日数確認(保育料)徴収							保護者へ差額返還

※施設に対する「差額分の給付」は、以下のスケジュールで過誤再請求をお願いいたします。

1～3月分：7月エラーフロー(データ受付期間：7月12日～22日 振込予定日：8月12日)

3 保護者の皆様が行う手続

・登園日数は各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。

(参考)利用料の日割り対応例【保護者向け】

まん延防止等重点措置期間に伴う日割り対象期間 令和4年1月21日～令和4年3月31日

前提：通常の利用料を55,000円とします。

<例1>令和4年1月分(開所日数 23日)

令和4年1月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

○…登園した日
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

可能な限り登園自粛をした場合

日割対象日数 = 5日

<内訳>

1月21日～31日… 5日【日曜・祝日以外の○以外の日】
(22日・25日・26日・27日・29日)

令和4年1月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

変更後の利用料(保育料)

$55,000 \text{円} \times (23 - 5 \text{日}) \div 25 = 39,600 \text{円}$

返還額

$55,000 \text{円} - 39,600 \text{円} = 15,400 \text{円}$

<例2>令和4年2月分(開所日数 22日)

令和4年2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

○…登園した日
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

毎週火曜日に登園した場合。

日割対象日数 = 18日

<内訳>

2月1日～28日… 18日【日曜・祝日以外の○以外の日】

令和4年2月の開所日数は22日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

変更後の利用料(保育料)

$55,000 \text{円} \times (22 - 18 \text{日}) \div 25 = 8,800 \text{円}$

返還額

$55,000 \text{円} - 8,800 \text{円} = 46,200 \text{円}$

<例3>令和4年3月分(開所日数 26日)

令和4年3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

○…登園した日
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

3月1日(火)のみ登園自粛していたが、3月2日(水)以降は、月～土曜日の間毎日登園した場合。

日割対象日数 = 1日

<内訳>

3月1日～31日… 1日【日曜・祝日以外の○以外の日】
(1日)

令和4年3月の開所日数は26日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

変更後の利用料(保育料)

$55,000 \text{円} \times (26 - 1 \text{日}) \div 25 = 55,000 \text{円}$

返還額

$55,000 \text{円} - 55,000 \text{円} = 0 \text{円}$

※3月は開所日数が26日あるため、日割り対象日数が1日の場合、利用料は変わりません。

※保育所等の開所日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所）